

契約概要

ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「**ご契約のしおり**」「**約款**」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「**注意喚起情報**」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ： <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- がんをはじめとする特定8疾病または特定3疾病を一生涯にわたり一時金で保障する医療保険です。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。

3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

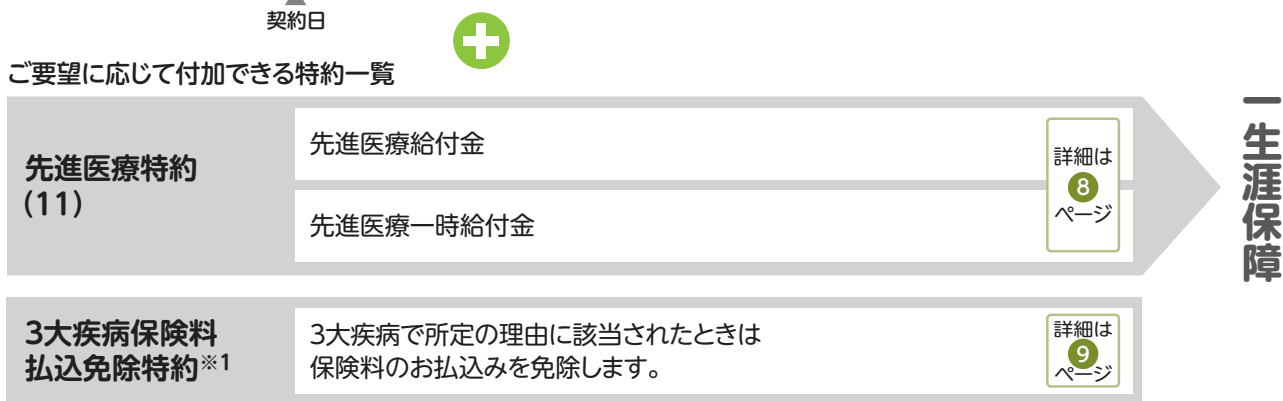
保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、 有期(60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)からお選びいただけます。	月払い、年払い、 半年払いからお選びいただけます。	<input type="checkbox"/> 座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。)

*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{※2}または告知が行われた時^{※3}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

※1 3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。

※2 電磁的方法によるときは、お申し込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

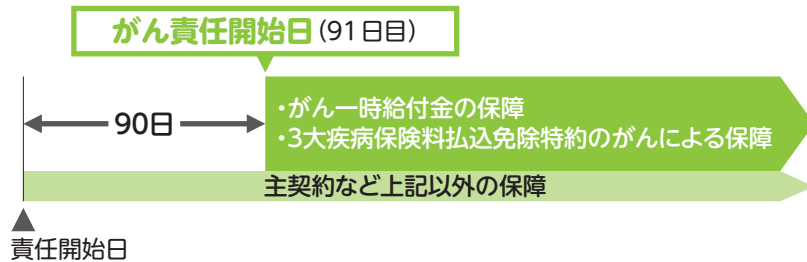
※3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 がん責任開始日について



ご注意

- がん一時給付金の保障ならびに3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



*心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金、慢性腎不全一時給付金、肝硬変一時給付金、慢性膵炎一時給付金、糖尿病一時給付金および高血圧性疾患一時給付金の保障ならびに3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。

- がん責任開始日より前のがんと診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者からご契約の無効のお申出^{*1}があったときは、ご契約を無効とします。

なお、お申出がないときは、ご契約を継続します。この場合、その後、新たにごんと診断確定されても、継続したご契約のがん一時給付金はお支払いしません。

*がんとがん以外の疾病による給付金のお支払いがある場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

※1 ご契約または復活の無効のお申出

<3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合>

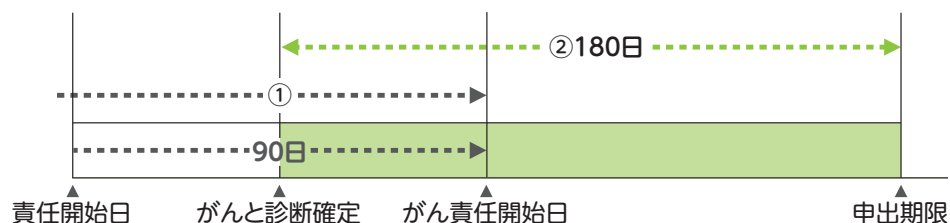
- がん責任開始日より前にごんと診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から3大疾病保険料払込免除特約の無効のお申出^{*2}があったときは、この特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにごんと診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。

※2 特約または復活の無効のお申出

*無効とは、ご契約または特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。



6 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定3 疾病保障型	がん 一時給付金	<p>初回 がん責任開始日以後の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始されたとき^{*1}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算限度 なし (1年に1回)</p>
	心疾患 一時給付金	<p>初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①から③の入院をされたとき、または手術を受けられたとき^{*2}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算限度 なし (1年に1回)</p>
	脳血管疾患 一時給付金	<p>初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①から③の入院をされたとき、または手術を受けられたとき^{*3}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算限度 なし (1年に1回)</p>
特定8 疾病保障型	慢性腎不全 一時給付金	<p>初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断され、慢性腎不全の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき</p> <p>2回目以後 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき^{*4}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算5回 (1年に1回)</p>
	肝硬変 一時給付金	<p>初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断され、肝硬変の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき</p> <p>2回目以後 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき^{*5}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算5回 (1年に1回)</p>
	慢性膵炎 一時給付金	<p>初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性膵炎と医師によって診断され、慢性膵炎の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき</p> <p>2回目以後 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の入院または通院をされたとき^{*6}</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算5回 (1年に1回)</p>
	糖尿病 一時給付金	<p>初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として糖尿病を発病し、次のいずれかに該当されたとき ①糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術^{*7}を受けられたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる切断術^{*8}を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の糖尿病一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記①②の手術または切断術を受けられたとき</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算5回 (1年に1回)</p>
	高血圧性疾患 一時給付金	<p>初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患による大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</p> <p>2回目以後 直前の高血圧性疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、上記の手術を受けられたとき</p>	<p>初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額</p> <p>2回目以後 基本給付金額</p>	<p>通算5回 (1年に1回)</p>

- ※1 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。
- ※2 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
 - ・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき
 - ・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき
- ※3 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。
 - ・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき
 - ・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき
- ※4 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、慢性腎不全の治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。
- ※5 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、肝硬変の治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。
- ※6 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に、慢性膵炎の治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。
- ※7 対象となる糖尿病性網膜症の手術とは、網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- ※8 対象となる糖尿病性壊疽の切断術とは、1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。

がん一時給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。
ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

心疾患一時給付金について

- 責任開始期前に発病した心疾患により入院され、または手術を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。
ただし、責任開始期前に発病した心疾患であっても、その心疾患について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の心疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。

脳血管疾患一時給付金について

- 責任開始期前に発病した脳血管疾患により入院され、または手術を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。
ただし、責任開始期前に発病した脳血管疾患であっても、その脳血管疾患について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 入院を2回以上された場合、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に同一の脳血管疾患で転入院または再入院をされたときは、継続した1回の入院とみなします。

慢性腎不全一時給付金について

- 初診日が責任開始期前である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、初診日が責任開始期前である疾病を原因とする慢性腎不全であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合は、お支払いします。
- 慢性腎不全の原因となる疾病により、以下のいずれかに該当されたときは、慢性腎不全と医師によって診断されたものとみなします。
 - ・医師の指示により永続的に行う人工透析療法を開始されたとき
 - ・病院または診療所において腎移植術(自家腎移植を除きます。)を受けられたとき

肝硬変一時給付金について

- 初診日が責任開始期前である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、初診日が責任開始期前である疾病を原因とする肝硬変であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合は、お支払いします。

慢性膵炎一時給付金について

- 初診日が責任開始期前である疾病を原因として慢性膵炎と医師によって診断された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、初診日が責任開始期前である疾病を原因とする慢性膵炎であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合は、お支払いします。

糖尿病一時給付金について

- 初診日が責任開始期前である疾病を原因として糖尿病を発病した場合は、給付金をお支払いしません。ただし、初診日が責任開始期前である疾病を原因とする糖尿病の発病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合は、お支払いします。
- 糖尿病性網膜症により、両眼の視力の和が初めて0.08以下となり回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。

高血圧性疾患一時給付金について

- 初診日が責任開始期前である疾病を原因として高血圧性疾患を発病した場合は、給付金をお支払いしません。ただし、初診日が責任開始期前である疾病を原因とする高血圧性疾患の発病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合は、お支払いします。
- 高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。



ご注意

<各給付金共通>

- 同一の種類 of 給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類 of 給付金を重複してお支払いしません。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとします。
- 記載の内容は概要や代表事例を示しています。**約款所定の条件に該当されない場合はお支払いできません。**

7 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により先進医療による療養を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

3大疾病保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

3大疾病	保険料のお払込免除の理由
がん	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき
脳卒中	責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき

- がんには上皮内がんを含みます。
- この特約における保険料のお払込免除については、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中による場合は、保険料のお払込みを免除しません。
ただし、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、保険料のお払込みを免除します。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

8 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
*3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、上記[3大疾病保険料払込免除特約]をご確認ください。

9 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。
また、満期保険金もありません。

10 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合、解約返戻金や死亡保険金はありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)

11 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金、糖尿病一時給付金、高血圧性疾患一時給付金、先進医療給付金または先進医療一時給付金のお支払理由または3大疾病保険料払込免除特約における保険料の払込免除理由を変更することがあります。

12 受取人と代理請求制度については以下のとおりです。

- この保険の給付金などの受取人は被保険者となります。被保険者が給付金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

13 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」[約款]をご確認ください。

<メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>



24時間電話健康相談
サービス



セカンドオピニオン
サービス

提供:ティーペック株式会社

- このサービスは、2016年12月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧ください。またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。